

○山梨県警察K A I システム運用管理要領

〔 令和 4 年 1 2 月 1 日 〕
〔 例規甲（情管シ）第 4 8 号 〕

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成 1 3 年山梨県警察本部訓令第 1 5 号。以下「訓令」という。）及び山梨県警察の情報管理システム運用要領（平成 3 0 年 3 月 1 4 日付け、例規甲（情管シ）第 3 6 号。以下「要領」という。）に基づき、山梨県警察統合情報通信ネットワークシステム（警察業務の効率化又は高度化を図るためのシステムであり、山梨県警察が設置するサーバ、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに付帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたWANシステムをいう。以下「K A I システム」という。）の運用及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるほか、訓令、要領及び警察情報セキュリティポリシー（山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成 1 9 年山梨県警察本部訓令第 1 2 号）及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

1 山梨県警察グループウェアシステム

K A I システムで運用管理する電子メール、アドレス帳、掲示板、回覧板、スケジュール、全体スケジュール、施設予約、行き先案内板、伝言メモ、T o D o / 依頼、人員構成図、個人検索及びW e b リンクの総称をいう。

2 利用者管理機能

K A I システムの機能を利用するために必要な利用者の情報（以下「利用者情報」という。）の登録、変更及び抹消に係る手続を電子的に行う機能をいう。

3 K A I システム利用者

K A I システムの利用者のうち、利用者情報をK A I システムに登録し、K A I システムの機能を利用できるものをいう。

4 K A I 端末

K A I システムに接続された端末装置をいう。

5 電子文書

K A I システムで電子的に存在する文書、表、図、画像等をいう。

第 3 管理体制

1 利用に係る管理体制

(1) K A I システムの利用管理を行う者として利用管理者を置き、警務部情報管理

課長をもって充てる。

- (2) 利用管理者は、利用管理補助者を指名し、K A I システムの利用管理のために必要な事務を行わせるものとする。

2 運用に係る管理体制

- (1) K A I システムを利用する所属に運用管理者を置き、所属におけるK A I システムの運用管理を行う。
- (2) 運用管理補助者は、所属におけるK A I システムの運用管理に係る事務処理に関し運用管理者を補佐する。

第4 利用時間

K A I システムは、原則として24時間利用できるものとする。

第5 主体認証

K A I システム及び山梨県警察グループウェアシステム（以下「グループウェア」という。）を利用する場合の主体認証は、原則として次のいずれかを用いるものとする。

- (1) 識別コード及び生体情報
- (2) 識別コード及びパスワード

第6 共用識別コードの利用

共用識別コードの利用は、次の場合を除き、原則として認めないものとする。

- (1) 業務上、必要であるとシステム総括責任者が認めた場合
- (2) システムの制約上、やむを得ないとシステム総括責任者が認めた場合

第7 利用者情報の登録等

K A I システム及びグループウェアの利用に係る利用者情報の登録、変更及び抹消

- (1) 運用管理者は、所属の職員に係る利用者情報の登録、変更及び抹消（以下「利用者情報の登録等」という。）が必要であると認める場合には、K A I システム利用申請書（第1号様式）により、利用管理者に対して申請を行うものとする。
- (2) (1)の申請を受けた利用管理者は、その内容を精査し、利用者情報の登録等が必要であると認める場合には、承認し、K A I システム利用指定書（第2号様式）により指定するものとする。

なお、利用者情報の登録等は利用管理者の指示の下、利用管理補助者が利用者管理機能により行うものとする。

- (3) 利用管理者及び運用管理者は、利用者情報の登録等が正常に行われたことを確認するものとする。
- (4) システム総括責任者又は利用管理者は、K A I システム利用者が第8の規定に違反したときは、当該K A I システム利用者に係る利用者情報を抹消することができるものとする。

第8 K A I システム利用者の遵守事項

- 1 K A Iシステム利用者は、職務を遂行する目的以外の目的で不正にK A Iシステムを利用してはならない。
- 2 K A Iシステム利用者は、自己の識別コードにより他人にK A Iシステムを利用させ、又は他のK A Iシステム利用者の識別コードを用いてK A Iシステムを利用してはならない。
- 3 K A Iシステム利用者は、システム総括責任者が認めた場合を除き、K A Iシステムを構成する機器の増設、交換若しくは改造を行い、又はソフトウェアの追加、削除若しくは変更をしてはならない。
- 4 K A Iシステム利用者は、モバイル端末及び利用管理者が認めた場合（第11の2）を除き、K A IシステムからK A I端末を切断して利用してはならない。
- 5 K A Iシステム利用者は、警察庁舎外にモバイル端末以外のK A I端末又は印字装置を設置し、これを利用してはならない。
なお、モバイル端末を警察庁舎外で運用する際は、警察情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 6 K A Iシステム利用者は、1から5までに掲げる事項のほか、K A Iシステムの安全性又は有効性を低下させる行為を行ってはならない。

第9 電子文書の作成

- 1 グループウェアで利用する電子文書は、利用管理者がK A I端末に設定したソフトウェアを使用して作成するものとする。
- 2 1の定めにかかわらず特別な理由があり、送受信する双方で合意のある電子文書についてはこの限りでない。

第10 証跡に関する管理

利用管理者は、山梨県警察情報セキュリティ管理要綱（平成31年3月1日付け、例規甲（情管シ）第42号）第6の1（11）エに基づき、必要な証跡を取得し、必要な期間保存するものとする。また、取得した証跡の保存期間中、証跡の閲覧及び分析を行うための機能を設けるものとする。

第11 K A I端末又は印字装置に係る手続等

1 K A I端末及び印字装置の利用状況の管理

システム総括責任者は、K A I端末及び印字装置の利用状況を管理し、その利用状況に鑑みて、K A I端末及び印字装置の適切な配置を行うものとする。

2 警察庁舎内におけるネットワークから切断されたK A I端末の利用

- (1) 運用管理者は、一時的にモバイル端末以外のK A I端末をK A Iシステムのネットワークから物理的に切断して利用する必要がある場合には、オフライン設定依頼書（第3号様式）により利用管理者に申請するものとする。
- (2) 利用管理者は、申請理由が妥当なものと認められる場合には、利用管理補助者

が必要な設定を行うとともに、運用管理者に設定が完了したことを連絡するものとする。

- (3) 運用管理者は、利用管理者にK A I 端末の利用終了を速やかに連絡するものとする。
- (4) (3) の連絡を受けた利用管理者は、K A I 端末の設定を通常の設定に戻すものとする。

第12 警察職員以外の者の利用

警察職員以外のK A I システムの利用については、第1から第11までを準用するほか、以下の定めによるものとする。

1 申請手続

運用管理者は、次の手続を行うことにより、警察職員以外の者にK A I システムを利用させることができるものとする。

- (1) 運用管理者は、警察職員以外の者にK A I システムを利用させる必要がある場合には、警察職員以外の者に係る利用申請（届出）書（第4号様式）を作成し、システム総括責任者に申請するものとする。ただし、山梨県公安委員会委員長及び山梨県公安委員会委員の利用申請は、総務室総務課長が行うものとする。
- (2) システム総括責任者は、(1) の申請について、必要があると認められる場合のみこれを承認し、運用管理者に通知するものとする。
- (3) (2) の通知を受けた運用管理者は、利用を認められた警察職員以外の者について、第7の(1)により利用者情報の登録の手続を行うものとする。
- (4) K A I システムの利用を認められた警察職員以外の者が、K A I システムを利用する必要がなくなった場合には、運用管理者は警察職員以外の者に係る利用申請（届出）書により速やかにその旨をシステム総括責任者に届け出るとともに、第7の(1)により当該者に関する利用者情報の抹消の手続を行うものとする。
- (5) 運用管理者は、警察職員以外の者が異動等により変更となる場合には、(1)、(3) 及び(4) の手続を行うものとする。

2 警察職員以外の者にK A I システムを利用させる運用管理者の責務

- (1) 運用管理者は、K A I システムを利用する警察職員以外の者にK A I システムの利用方法について教養しなければならない。
- (2) 運用管理者は、警察職員以外の者がK A I システムを利用できる範囲について、業務に必要な最小限の範囲としなければならない。
- (3) 運用管理者は、K A I システムを利用する警察職員以外の者に、訓令及び警察情報セキュリティポリシーに定められた規定を遵守させなければならない。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、K A I システムの運用管理に関して必要な事項は、

別に定める。

第1号様式

警務部情報管理課長 殿
(利用管理者)

第 号
年 月 日
所 属 長
(運用管理者)
保存期間 5年

K A I システム利用申請書

識別コード	分掌	職名	氏名	申請利用権	管理者名
				新規・変更・抹消	

※ 適用希望年月日 年 月 日

第2号様式

所 属 長 殿

第 号

年 月 日

警務部情報管理課長

(利用 管 理 者)

保 存 期 間 5 年

K A I システム利用指定書

識別コード	分掌	職名	氏名	申請利用権	初期パスワード
				新規・変更・抹消	

※ 適用希望年月日

年 月 日

第3号様式

警務部情報管理課長 殿
(利用管理者)

第 号
年 月 日
所 属
(運用管理者)

保存期間	1年
------	----

オフライン設定依頼書

1 依頼理由

2 使用期間

年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分

3 K A I 端末 (デバイス名)

4 使用場所

5 希望設定日時

開始設定 年 月 日 時 分頃

終了設定 年 月 日 時 分頃

6 本件担当者

役職:

氏名:

警電:

第4号様式

警 務 部 長 殿
(システム総括責任者)

第 号
年 月 日
所 属 長
(運 用 管 理 者)
保存期間 1 年

警察職員以外の者に係る利用申請（届出）書

1 区分

- 利用の申請
- 廃止の届出

2 申請（届出）理由

3 利用者（組織名、所属及び氏名）

4 利用場所

5 運用管理補助者

役職：
氏名：
警電：